

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第97号）

1 県議会の議長、副議長及び議員の平成24年12月から平成25年9月までの間に支給されるべき議員報酬を、議長にあつては月額845,500円、副議長にあつては月額760,000円、議員にあつては月額731,500円とすることとした。（附則第32項関係）

2 施行期日

この条例は、平成24年12月1日から施行することとした。（附則関係）